

(資産所得倍増プラン)

第五に、資産所得倍増プランです。

長年の懸案である「貯蓄から投資へ」の流れを実現できれば、家計の金融資産所得の拡大と、成長資金の供給拡大により、成長と資産所得の好循環を実現できる。

そう考え、NISAの抜本的拡充や、恒久化を実現し、五年間でNISAの総口座数と、買付額を倍増させることにしました。

国家戦略として資産形成の支援に取り組み、長期的には、資産運用収入そのものの倍増も見据えて対応してまいります。

出典：第211回国会 岸田内閣総理大臣施政方針演説 より抜粋

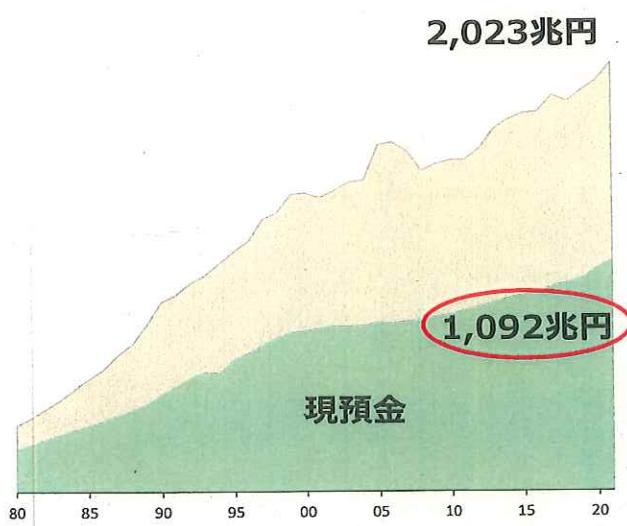
2. 目標

- 資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。
- 加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。
- これらの目標の達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図る。

出典：新しい資本主義実現会議決定（令和4年11月28日）資産所得倍増プランより抜粋

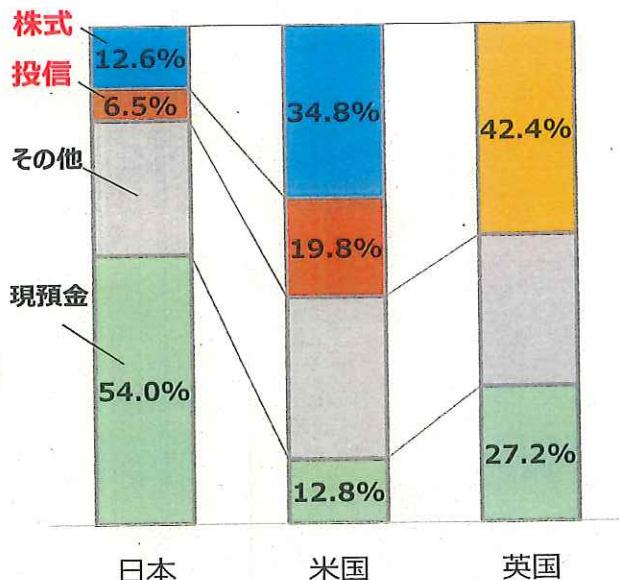
家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産の推移
(2021年12月末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

各国家計の株式・投信の割合
(2021年末時点)



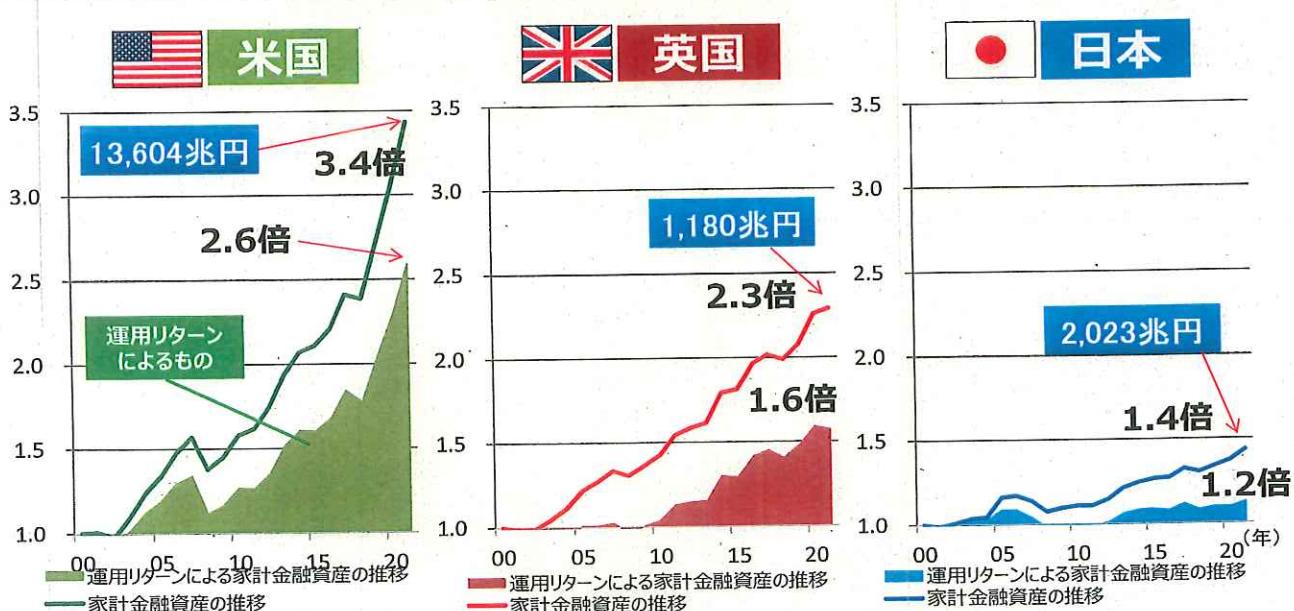
(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。

(※) 英国は株式と投信を合わせた割合。

(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

日本では運用リターンによる金融資産額の伸びが小さい

- 2000年からの2021年末までを見ると、米国・英国では、それぞれマクロの家計金融資産は3.4倍、2.3倍へと伸びているが、日本では1.4倍に留まっている。背景として、運用リターンの違いも大きく影響していると分析される。



出典：金融庁作成資料

令和5年2月17日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

1年物定期預金金利 の期間平均

(%)

1983～1992年	4.72
1993～2002年	0.76
2003～2012年	0.13
2013～2022年	0.01

(注) 1992年以前は、財務省「財政金融統計月報」、1993年以降は、日本銀行
「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」（預入金額別の単純平均）。

出典：財務省、日本銀行 作成資料

10年物国債金利（流通金利） の期間平均

(%)

1989～1992年	5.99
1993～2002年	2.59
2003～2012年	1.33
2013～2022年	0.19

(注) 1989年は4月以降。

出典：Bloomberg 作成資料

- ◆ 実際のところ、「貯蓄から投資」ではなく「円から外貨」が進んでいる。
- シェアはまだ低いが、プレゼンスは着実に上がっている。
 - 円安リスクとしての認識はあるか？

本邦家計部門の金融資産構成(2022年6月末)

	金額(兆円)	構成比(%)
総資産	2,007.1	100.0
外貨性	64.0	3.2
外貨預金	6.7	0.3
対外証券投資	22.3	1.1
投資信託	34.9	1.7
円貨性	1,943.1	96.8
現預金(外貨預金を除く)	1,095.4	54.6
国債等	25.2	1.3
株式・出資金	198.9	9.9
投資信託(外貨部分を除く)	56.2	2.8
保険・年金準備金	538.5	26.8
預け金など	28.9	1.4

本邦家計部門の金融資産構成(2000年3月末)

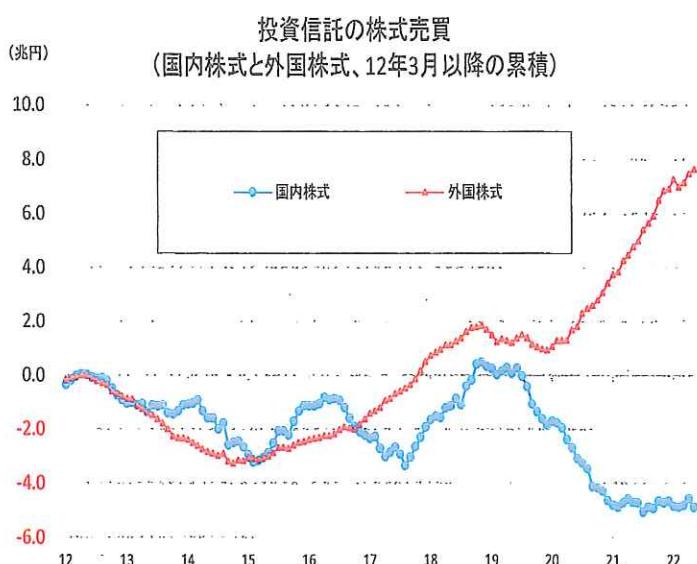
	金額(兆円)	構成比(%)
総資産	1,401.1	100.0
外貨性	13.2	0.9
外貨預金	3.1	0.2
対外証券投資	4.7	0.3
投資信託	5.3	0.4
円貨性	1,387.9	99.1
現預金(外貨預金を除く)	741.6	52.9
国債等	50.6	3.6
株式・出資金	138.3	9.9
投資信託(外貨部分を除く)	52.2	3.7
保険・年金準備金	369.9	26.4
預け金など	35.3	2.5

2000年3月末から2022年6月末にかけての変化	
金額(兆円)	構成比(%)
606.0	
50.8	2.2
3.6	0.1
17.6	0.8
29.6	1.4
555.2	▲ 2.2
353.8	1.6
▲ 25.3	▲ 2.4
60.5	0.0
4.0	▲ 0.9
168.6	0.4
▲ 6.4	▲ 1.1

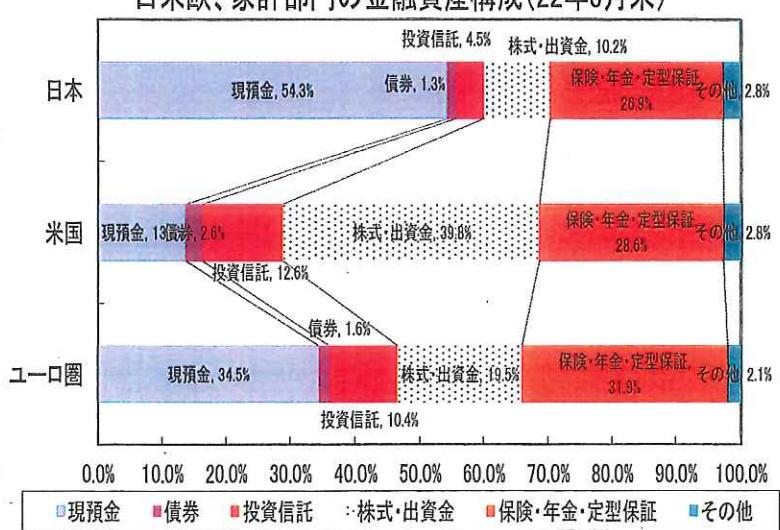
(資料)日本銀行「資金循環統計」から試算。

◆ 米株投資ブームは1つのキャピタルフライトの形。

- 「日本よりも海外の成長に賭けたい」という合理的な思惑。
- 家計部門は性格から保守的と言えるだろうか？FX、仮想通貨…



日米欧、家計部門の金融資産構成(22年3月末)



(資料)日銀、FRB、ECB

(資料)投資信託協会、※2022年6月までのデータ。

出典：みずほ銀行 唐鎌大輔チーフマーケット・エコノミスト作成

「2022-23年 主要通貨為替見通し～「強い円」はどこへ行ったのか～」より抜粋
令和5年2月17日（金）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階猛（立憲民主党）

政府税制調査会「2010年度税制改正大綱」(抜萃)

第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

(2) 改革の方向性

所得再配分機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第4章 平成22年度税制改正

2. 個人所得課税

(2) 金融証券税制

①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

イ 非課税措置の概要

(イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。

(ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ロ 非課税口座

(イ) 「非課税口座」とは、居住者等（その年の1月1日において満20歳以上である者に限ります。）が、上記イの非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限ります。）をいいます。

(ロ) 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

(ハ) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とします。